

＜対象ケース＞
複合的な要因により
困難を抱える女性等

・家庭内の人間関係
・ストーカー被害
・居場所がない

・病気・障がい・高齢者等
・性暴力被害
・孤独・孤立

・DV・虐待被害
・経済的な問題
・帰住先がない

■ 実際に支援の現場等で活動する実務者が集まり、実際の支援対象者に対する具体的なケースをもとに、支援方法や対応策を議論。

開催日：第1回：令和7年7月30日、第2回：令和7年12月23日)

参加者：高知県女性相談支援センター、にんしんSOS高知みそのらんぷ、高知県中央児童相談所、高知県社会福祉協議会、高知県警察本部生活安全部人身安全・少年課、高知県人権・男女共同参画課

1 協議で出た主な課題

- **高齢者や支援を必要とする女性が転居先を探す際、保証人が必要になるが、家族・親族に協力を求めることが難しい（そもそも家族・親族が加害者である、高齢で家族・親族の存命者がいない、保証能力のある家族・親族がいない）**
 - ・ 地域の支援機関や福祉団体が保証人として機能することが望ましい
 - ・ 保証人不要の施設や住宅を拡充する必要がある
- **高齢者、特に認知症や介護が必要な高齢者の退所先の調整が難しい（現に養護する者からの虐待でなければ「高齢者虐待」にあらず、地域包括支援センターの支援が得られないことがある、暴力があっても本人の意思で帰宅するケースがある）**
 - ・ 養護者以外の者からの暴力を受ける高齢者へも必要な支援が提供されるよう、地域包括支援センターや介護施設、福祉機関の柔軟で包括的な対応が必要
- **親子間の暴力に関し、DV防止法に定める保護命令のような高齢者（親）、若年者（子）を守る制度がない**
 - ・ 暴力があっても本人の家から退去させる制度がない

2 目指す姿

解決しづらい困難がある場合も、行政、民間が協働し、地域で安心して暮らし続けられるよう見守り、支え合える環境づくり